

## 【論文】

福島県の任期付き採用職員として65歳にして新たに働き始めた経験と、練馬区職員として、都を通じて国とけんかし、勝ってきた経験から、A Iについて検討すべき点を何点か指摘したい。若い組合員（ほぼ全ての組合員は私より若いわな。）の今後の熱心な論議に期待する。

# A I は自治を救うか — 練馬から福島に来て感じたこと —

福島県本部／自治労福島県職員連合労働組合・本庁支部 江原 昇

## 1. 自己紹介

### (1) 福島に来た

#### ① 前 史

私、23歳から39年と半年間、練馬区職員として勤務し、その間練馬区職労の各級機関役員やら、なにやら、体験以外しました。

思い返せば、住基ネットの時には、担当者として制度に反対を公言しながらも、システム開発やらマニュアル作成、区民からの苦情対応など、無茶苦茶働かされたっけ。資料集も自費出版しました。全国の仲間のみなさん、ご購入いただきまことにありがとうございました。

その頃、住基ネット稼働の最低条件として、全国の自治体で「個人情報保護条例」の制定が必要である、という立場での自治労の取り組みに参加、「猫山市個人情報保護条例」（モデル条例案）を自治総研の先生や大都市協から選出された仲間と作成、発表したこともありました。

また、住基ネット稼働前には、外国人住民の自己情報開示や、ストーカー被害者支援要綱を、それぞれ全国に先駆けて実施するなど、自分でも信じられないくらい、大きな成果を得てきたと自負しています。（その一部は後述します。）

一方、アラフォーで生まれた子どもに先天性の聴覚障害があることがわかり、連れ合いからは「子育てのために組合活動から足を洗ってくれ」と言われ、役員からはいったん全て身を引きました。ただし、上記の多くは子育て中のこと。カミさん、仕事だったんだよ、許してくださいな。

「背中に『住基命』と刺青してるのでは」と言われる生活も、子どもが小学校に上がった頃、連れ合いから、「もういい加減疲れた、あんたが子育てに向き合え」と言われ、土日開庁職場に異動、生涯学習部門に。

途中、坐骨神経痛による休職などを経験、先輩組合活動家の定年退職による役員不足解消のため、一期だけ会計を務めるも、定年退職後、再度坐骨神経痛が悪化、3年目半ばで再任用も辞して、1年ほど、訪問介護を担うNPOに短時間勤務。予定していた職務はほぼ果たし、経済的に厳しいNPOでは金を稼がない事務屋として長く勤務することも憚られ、退職。「横丁のご隠居さま」生活に。

趣味にぼーっと、ではなく没頭する毎日で、一気に体重が〇kg増加。

#### ② 福島県任期付き職員に

そんな中、家で遊んでいるのにも飽きたところに、福島県の任期付き採用職員募集のポスターを連れ合いが見つけてきました。

練馬区職労では、震災後、南相馬の復興ボランティアを組織として継続し、多くの仲間が現地で除染などの作業に加わっていました。

私は、坐骨神経痛もあり、肉体労働は不向きです。

しかし、何かこう、私にもできる「復興に向けた仕事」はないかと思っていたところでもあり、試験を受けることとしました。高校卒業程度の筆記試験、ということはですよ、半世紀前に教師が教えた（私が学んだかどうか、は別）ほぼ全科目を数か月で復習せんといかん。そりゃ必死こいて勉強しましたよ。

で、なんとか合格。

65歳にして新規採用という、若いころには思いもよらない第二、第三、うーん何回目と言うのが適切か、の人生を福島市単身赴任生活として送ることになったわけ。（福島での生活で、ほぼ体重は戻した。）

## 2. 本稿の趣旨 AIと自治

### (1) AIに関するスタンス

私はAIについて、基本的に反対、ではない。

その利便性については、練馬区職員を中心とした勉強会（島根自治研にも参加しているらしい。そのうちの一人は、私が年度途中で退職した時の上司。あの時はご迷惑をおかけしました。）で、他自治体の取り組みなどを含め、学ばせてもらいました。

では、なぜ個人的な履歴をくみたくて書いて論文？ にしているのか。

この歳で全く文化の異なる自治体に新規採用されたことで気が付いたいくつかの点と、練馬区での経験が、AIを進めていく上で検討しなければならない大事なポイントとなることに気が付いたからです。

それも、あまり他の職員が経験しないような、練馬区での体験があるからこそ気が付いたろう点もあるから、こうやってパソコンに向かっているわけだ。

### (2) 検討しなければならないこと その1

#### ① 文化の違い

福島県の職員となって、練馬区と様々な面で文化が違うということに気が付かされました。

まあ「江原の常識は練馬の非常識」「練馬の常識は全国の非常識」と言われているかどうかは、本人はよくわからないので、なるべく客観的な点だけを記載します。

まずは、職制の名称。同じ名前でも「偉さ」がまるで違う。

例えば、主幹と主任。

練馬区など23区や東京都では、主幹という言葉は今では死語だが、かつては、課長が部長級に昇任し、課長の勤務を続けると「〇〇部主幹〇〇課長事務取扱」という職名となった。係長を補佐する役割とされる主任なんかより、ずっと上位、給料もメチャ高い。

ところが、福島県だと主任のほうが主幹よりも偉い。

また、起案文書の文体、書式も違う。

長らく書き慣れた練馬区での書式は「●●について〇〇する。」と断定し、上司が決裁することで決定となる。

ところが福島県では「●●について〇〇してよろしいか何う。」というのが基本パターン。

文書管理システムでも、練馬区と福島県、同じ業者が納品したシステムだが、タブに練馬では「本文」とあるところに「伺い文」とある。

なんだか「恐れながら、お殿様に申し上げます。」という気分になる。

#### ② なんで文化の違いがAIに関連するの？

今、生成AIに作文をさせようとした場合、「文書を作る側と受ける側の立場を明確に指示すること」が必要とされているらしいよね、知らんけど。

「私は『主幹』です。『主任』にかくかくしかじかの文書を送るので、AIに作文してくれ」と指示をした場合、どっちが偉いかによって、文章表現は随分異なるものになるんだよね。

ましてや、「私は練馬区の主任です。」という立場で、「福島県の主幹」に出す文書を作成させたとしてごらん？

人間が作成した文書だって、現に混乱してる。先日も、東京都から送られてきた文書の発信者の役職の軽重について、課長と主幹が話していて、私「ああ、それはこういう役職ですから、事務的な処理で問題ないですよ。」とレクチャーした。

私も住基ネットの学習会講師としていくつかの自治体の労働組合に呼ばれたときに、「練馬区の主任（主事）です」と自己紹介をすると、「主任が組合員なんですか？」と不思議がられた記憶がある。それはこういうことだったって、福島県職員になって初めて気が付いた。

ましてやA Iでは。

全国の自治体間でのやり取りを、A Iを活用して実施しようとした場合、23区のこの名称の役職は、〇〇県のこの名称の役職とほぼ同等である、ということも、A Iに学ばせないといかん、ということか。

ましてや、属人的な問題（ex. 使えないお〇〇な上司）もある。

これは、次項、在日外国人の自己情報開示問題で記載しよう。

### （3） 在日外国人の自己情報開示の顛末

#### ① 外国人住民データのコンピュータ化

日本人住民の基本データは、練馬区では1985年、住民票の電算化で電子情報化がスタートしました。

その際、国民総背番号制につながるのでは、と反対する住民からの声を受け、練馬区は電子計算機条例を制定しました。その大きなポイントは

ア 他団体のコンピュータとの接続は絶対にしない。

イ コンピュータに登録した情報は、すべて本人に開示し、誤りがあった場合は訂正する。

ウ 個人情報審議会を設置し、どんな情報をどう電算化し、何に活用するのか、すべて審議会に諮る。の三点でした。

で、当時は住民票には記載しないとされていた在日外国人住民データはどうしたかということ、機関委任事務（これも死語だね、今の法定受託事務の前身。国の指示やら通達を自治体は守らにゃならん。）として、手書きの外国人登録原票に全て記載し、住民票の写しにあたるような記載事項証明書は、すべて原票から手で書き写して発行していました。（停電しても、外国人登録係の業務は問題なし！）

とはいえ、国民健康保険や国民年金、税務などの外国人にも適用される制度の事務は、外国人であっても、順次コンピュータに記録していかなければ、仕事が進まない。

で、外国人登録事務そのものは電算化せず、住民登録システムの「宛名サブシステム」に、住民登録外の登録者として必要なデータをその都度入力して対応していました。

これは不合理です。

で、外国人住民の電算化が1990年代半ばには大きな課題となって残っていました。

私はすでに住民基本台帳事務に精通している職員、自分で書くのも照れるけど、として出張所から本庁舎での住基事務のとりまとめの係に異動しておりました。

その頃、組織改正があり、住民基本台帳事務は区民部管理課の業務とし、外国人登録係と戸籍係は、ともに機関委任事務を担う課として、管理課とは別に整理されたわけです。その時に、組織改正前の課長であった上司から、外国人登録事務の電算化についても担当するよう、命じられてしまったわけです。

#### ② 問題となったこと

当時、外国人登録原票は、本人に対しても開示してはいけない、という通達がありました。

でも、その頃すでに練馬区には数千人位いたのかなあ、外国人住民は。このデータをすべて電算化する（セットアップ）作業は、当然ながら業者委託を前提としていたわけ。

すると、当然の要求として、「自分たちも見られない外国人原票を、業者に見せるとはなにごとであるか！」という正しい指摘が住民団体からなされ、個人情報審議会でも「区はもっと知恵を絞れ」と、審議が進まない状況となったわけ。

当時の区職労の某三役は「この際、江原がすべて一人で入力するのが一番早いんじゃないの？」と戯言半分に言っていた。

### ③ 解決策

で、私、知恵を絞りましたよ。

練馬区の電算条例では、電算化した情報はすべて本人に開示する、としていることは上述の通り。原票に記載されている情報のすべてを電算化するわけではない。

とすれば、原票のコピーのうち、不必要とする情報はすべて墨塗りしたうえで、業者に渡す。渡した情報の写しは、本人から請求があれば開示する。

区の偉いさんたちも交えた会議でこの方針が採用され、個人情報保護審議会も了解。今だから言うけど、私、正しい指摘をしてきた市民団体の代表に個人的に会って、こっそり了解してもらいました。これは内緒の話だったけど。

ところが、組織改正後、外国人登録事務を所管する、私の上司ではない課長は、誰にも言わずに、「こんな方針になりましたけど、いかがでしょうか？」って東京都に電話して、都の課長に「そんなのダメに決まってるだろう」と一蹴されていた。けど、何考えていたんでしょうか、その報告を部長にもせず、誰にも言わず、そのまま個人情報保護審議会に掛けて、通っちゃった。

審議会には某新聞社記者が傍聴してて、途中東京都に電話取材、さあ都の怒ったの怒らないの……。

### ④ 都とのやりとり

審議会も無事終わった、って喜んでたら、都がめちゃくちゃ怒ってるって情報が入り、慌てて部長と、そのダメダメ課長が都に行くこととなり、なぜか私も同行させられました。

部長と課長が、都の激しい怒りを受けてショボンとする中、私、頑張りましたよ。（これ、交渉に失敗したら、一人でセットアップ作業しなくちゃならない。笑）

細かなやりとりは、今でもかなり鮮明に覚えているけど、大胆にカット。

要するに、外国人情報のコンピュータ化は機関委任事務ではなく自治事務だ、っちはっきりさせるとともに、練馬区の条例と、通達（しかも「秘密通達」だぜ！）と、どっちが重いかという問題に整理してきた訳。すごいでしょ？（ちなみに、私、大学は文学部演劇科。法律は「門前の小僧」の口。ハッターだけは上手かったのかも。）

その後も何度も部長は都に呼ばれました。その都度、付いていく。

というか、区民部の朝は部長室の怒鳴りあいが始まる、という伝説が生まれるほど、毎朝、部長とダメダメ課長、それから私の上司である「主幹」ね。この三人が部長室で状況を共有化している。で部長室の前に出勤簿が置いてあったんだけど、そこにハンコ押しにそっと行くと、主幹「おう、江原さん、ちょっとこっち入ってくれ。またこの〇〇課長が……。今日部長がまた都庁に呼ばれて行くんだが、ちゃんと付いて行って、話が変なほうに行かないように、見届けてこい」と命ずる。

あの当時、もし私が福島県流の起案文書「ナニナニしてよろしいか何う」てな書き方したら、主幹に、「お前はこの〇〇課長に『何う』のか？」って直されたに違いないだろうと。

### ⑤ 勝った！ でも……

そんなやり取りの日々を経て、東京都では、ふんぞり返った都の課長と恐縮する区の部長（A I だったらどっちが上位と判断するんだろうね）の姿を見ながら、瞬発力の勝負を数回繰り返し、ある日突然、法務省が外国人原票の本人開示を認めると発表したんです。

もう、全面的な勝利！！

区役所辞めて都知事に立候補しようかと思う位、有頂天になってた私に、また大〇〇課長がとんでもない冷や水をぶっかけてきた。

法務省通知「本人開示OK、でも開示請求者の住所氏名を国に報告せよ」。これ、私読んでなかつ

たんですよ。詰めが甘いって言われてもしかたない。その間溜まっていた自分の仕事が忙しくて。

さっそく喜んで自己情報開示請求をした練馬区在住外国人も少なくなかった。で超大〇〇課長は、その一人一人の国への氏名報告、やっちゃったんだよな。大泣。

#### (4) 検討しなければならないこと その2

さて、長々と外国人登録法の運用を改めさせるというたたかひの経過を書いたのも、何故練馬区は勝てたのか、その背景を総括し、A I 導入の際に考えなければならないと考える理由を説明したかったから。

まず、文化。

当時は、区として住民団体の声を聴くという姿勢があり、その文化が某課長（冷静に総括するためには〇〇なんて書かない）を除くとある程度浸透していたという点があげられる。（そのための労働組合の役割がもちろん重要。自治研活動は自治体労働運動の大きな柱です!）

電算条例の3点も、住民の声を聴いた上での結論。そして、私の知恵も、住民の声と、合理的な職務の進め方とをどう両立させるかというためのもの。

これは、職制名とか「何う」とかがいいとか悪いとかの問題ではなく、「自治に関する文化」の問題として考えるべきでしょう。

そして今、その自治が危ないのでは、という危機感を強く感じています。

##### ① 個人情報保護法改正と保護条例の廃止

練馬区では、国が個人情報保護法を改正したことを受けて、電算条例の後身である練馬区個人情報保護条例を廃止したそうです。

当時、私の唯一の武器だった条例。もちろん、その後、住基ネットやらなんやらで、他団体との接続全面禁止は変えられたけど、区議会では、野党が結束して、区長提案の議案を一部修正させ、接続可能とするのは、条例への明記、つまり議会の関与を必要とするとさせた。（その後、改めて条例改正がされ、今度は区長原案通り議決されてしまった。）

条例が、法律に吸い上げられる過程で、こういう取り組みが水泡に帰してしまったことはつくづく残念です。

##### ② 基本的業務システムの統一化？

住基、税、国保など、すべての自治体に共通するシステムについて、国のお仕着せのシステムに統一することで、法律改正などの際の自治体の負担を軽減させよう、という動きがあるんだとか。これが可能かどうか、という問題はさておき、システムは、自治体の文化だと私は思うよ。法律に規定がある事務であっても、地域の中での住民との緊張関係の中で、それぞれの自治体が工夫した運用が詰まったものがシステムだと思う。

##### ③ 地方自治法の大改悪

これについては、きっと他の仲間がレポートするだろうことを期待してここには書かない。

これらの状況を踏まえると、A I 化が、自治を守るための道具となるよりも、むしろ国全体として足並みを整えさせられる、国側の武器になるのではないか、という危惧を、私は抱く。

自治とは、文化を守ることであり、他の自治体の職員になれば違和感が生じるのも当然だ。

A I の進展が、個々の自治体の文化を守る方向で活用されることを、強く願ってやまない。

#### (5) 検討しなければならないこと その3

もう一つ、福島県職員として是非検討材料としていただきたいこととして、現在のA I 技術は、大変な電力を消費するものであることだ。

この点に関する危惧は、私がつらつら述べる必要もないだろう。電力需要の増大の大きな要素の一つがA I の進展にあることについては、グーグル先生がすぐ教えてくれる。

原発事故により過去最大級の被害を受け、今も復興（県の立場として、廃炉の完成が復興の前提とし

ている。果たして私の生きている間に可能か?)の道半ば、どころか、廃炉の道がどっちにあるのかすら良くわからない状態がある。

その中で、国は、電力需要増大を理由として、原発の増設まで言い出している。

電力消費の在り方については、様々な分野で真剣に考えられなければならない。

### 3. 結論めいたものとして

2の冒頭に記載したように、私はA Iそのものに反対するわけではない。

うまく使えば、仕事の合理化にも資するだろうし、今更「反合闘争」を呼びかけるつもりはさらさららない。

しかし、2で述べたように、使い方については、よく考えなければならないと思う。

まず、自治を守る方向を堅持すること。

文化の違いを互いに尊重しあうこと。

自治と文化は、国の誤った政策を現場実態から覆していける大きな武器となる。私の経験はまさにそれだ。

そして、全ての分野でA Iを用いることが電力大量需要を作り出し、原発の拡大と、第二第三の福島県を生み出す可能性があることから、使用する分野の精選も必要だと考える。

技術の進展は、誰かがもたらしてくれるものではなく、自分たちが必要に応じ、それぞれに持つ文化を根っこにして、自分たちで使い方を選択していくべきものだと、とりあえず強引なまとめとすることで、本稿の結論めいたものとしたい。

普通なら再任用も終わっているはずの、現役爺一般職として、若い方々の熱心な論議を、大いに期待するものである。

愛が地球を救うのかどうか、知ったこっちゃないが、A Iは自治を救う、のか。